



2025 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 祐 樹
(コード番号：6548 東証グロース)
問 い 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 朝 居 宏 文
E-mail : ir@tabikobo.com

雇用調整助成金支給決定取消および返還通知書の受領に関するお知らせ

当社は、本日、東京労働局より、雇用調整助成金支給決定取消および返還通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 支給決定取消および返還通知を受けるに至った経緯

当社は、2025 年 6 月 5 日付「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の受給に関する特別調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同年 3 月 11 日付で、東京労働局より「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金受給事業主様への自主調査のお願い」を受領したことを契機として実施した社内調査の過程において、当社が受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関して、申請内容の精査を要する疑義が判明したことから、事実関係の解明を目的として特別調査委員会を設置し、調査を進めておりました。

その後、2025 年 8 月 29 日付「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の受給に関する特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2025 年 8 月 29 日に特別調査委員会より調査報告書（以下「本件調査報告書」といいます。）を受領し、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から部分的な非開示措置を施した上で、同年 9 月 1 日、本件調査報告書を公表いたしました。

本件調査報告書では、2020 年 3 月 16 日から 2022 年 11 月 30 日を判定基礎期間として当社が受給した雇用調整助成金が不正受給に該当すると認定されました。

当社は、これを受け、東京労働局に対し、判定基礎期間 2020 年 3 月 16 日から 2022 年 11 月 30 日において受給した雇用調整助成金について、不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受けた不正受給であった旨報告しました。その結果、当社が受給した雇用調整助成金のうち後記 2 に記載の金額に係る部分について、2025 年 10 月 10 日付で東京労働局から支給決定取消および返還通知書を受領しました。（原本の当社への到着は 2025 年 10 月 14 日）

2. 支給決定取消および返還通知の概要

当社は、雇用調整助成金に関し、休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、本来受けることのできない雇用調整助成金の支給を受けたことを理由として、支給決定取消および返還通知を受けました。

返還金額 583,537,354 円（違約金及び延滞金を含めた総納付額は 778,375,928 円）

※延滞金の計算は 2025 年 10 月 15 日に返還することを前提に計算しております。

3. 今後の対応

当社は、この度の雇用調整助成金支給決定取消および返還通知を厳粛かつ真摯に受け止め、健全なコンプライアンスやガバナンスの意識をもつ経営トップの選任や勤怠管理の改善といった、本件調査報告書で提言された再発防止策の実行に取り組んでおります。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを深く

お詫び申し上げます。

4. 業績に対する影響について

2025 年 6 月期の業績に対する影響に関しては現在、精査中でございます。

なお、当社は、2025 年 9 月 30 日付「2025 年 6 月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請提出のお知らせ」及び「2025 年 6 月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請に係る承認のお知らせ」にて公表のとおり、2025 年 6 月期の有価証券報告書を作成するとともに、調査の結果訂正が必要と認められた期間の提出済みである有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び内部統制報告書を訂正し、監査法人による監査等を受け、延長後の提出期限である 2025 年 10 月 31 日までに提出できるように対処しております。

また、2025 年 6 月期決算短信につきましても、2025 年 10 月 31 日までに公表いたします。

以上